

指定校変更の手続きについて

教育委員会では、学校ごとに通学区域（校区）を設定し、児童・生徒の就学すべき学校を指定しています。

基本的には指定された学校への就学となりますが、特別な事情により指定校へ通うことが難しいときは、保護者からの申請により教育委員会が認めた場合、就学する学校を変更することができます。

【特別な事情の例】※保護者の責任のもと、通学の安全が確保されることが前提となります。

特別な事情の例		許可期間
家庭事情に 起因するもの	保護者の就労などにより、児童・生徒の放課後における保護監督を他の校区の親族が行う場合	学年末まで ※ただし、必要と認められる場合は、卒業するまで
	在学中の兄弟姉妹が指定校の変更を受けている場合	
	住民登録の変更が出来ないが生活の本拠地の学校に就学する場合	
転居に 起因するもの	町内転居であって、引き続き従前の学校へ就学を希望する場合	
	小学校第6学年	小学校卒業まで ※ただし、その妹弟は学年末まで
	小学校第1～5学年	学期末また学年末まで
	中学校	中学校卒業まで
	町内転居であって、あらかじめ転居先の住所を校区とする学校へ就学を希望する場合	概ね6か月以内
学校生活に 起因するもの	学校生活における諸問題により、児童・生徒が不登校などになる可能性が顕著な場合	申請理由が解消されるまで
心身などに 起因するもの	心身上の理由により、指定された学校への通学が困難又は不都合と認められた場合	申請理由が解消されるまで
部活動に起因する もの（中学校のみ）	指定校に当該生徒の望む部活動がない場合	卒業まで
その他教育委員会が 認めるもの	教育委員会が別に定める	—

【受付期間】 在学中：随時受付
新一年生：入学前の1月から3月中旬頃まで

【受付窓口】 岡垣町教育委員会 教育総務課

【必要なもの】 印鑑
区域外（指定校変更）就学申請書※教育総務課窓口で配布